

# 伊予市スポーツ、文化活動等に関する全国大会出場激励金交付要綱

令和元年12月19日  
教育委員会告示第13号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ・文化・学術・芸術の各分野において、選抜された者により開催される全国規模の大会等（以下「全国大会」という。）に出場する個人及び団体に対し、市が予算の範囲内で伊予市スポーツ、文化活動等に関する全国大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (激励金の交付)

第2条 激励金は、市内に住所を有する者又は市内に所在する高等学校に在学する者が、個人又は団体で別表に定める全国大会に出場する場合にこれを交付する。ただし、伊予市対外運動競技等派遣費補助金交付要綱（平成17年教育委員会告示第17号）による補助金の交付を受けた者を除く。

## (激励金の額)

第3条 激励金の額は、別表に定める額とする。

## (交付手続)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、出場する全国大会の開催日の前日までに教育長に全国大会出場申出書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、伊予市教育委員会に対し、全国大会の実施団体から出場する旨の通知があったとき、又は教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 教育長は、前項の申出書又は通知を審査し、適当であると認めるときは、全国大会の開催日前に激励金を交付する。ただし、やむを得ない理由があるときは、全国大会の開催日後に交付することができる。

## (交付の取消し等)

第5条 教育長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付を取り消すことができる。

(1) 出場する全国大会が中止され、又は全国大会に出場することができなくなったとき。

(2) 不正な手段により激励金の交付を受けたと認められるとき。

2 前項の場合において、既に激励金が交付されているときは、教育長は、激励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。  
(伊予市スポーツ活動全国大会等出場激励金交付要綱の廃止)
- 2 伊予市スポーツ活動全国大会等出場激励金交付要綱（平成17年教育委員会告示第10号）は廃止する。

附 則（令和3年3月25日伊予市告示第44号）  
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

分野	対象となる全国大会	交付金額
スポーツに関するもの	国民体育大会 全国高等学校総合体育大会 全国高等学校選抜大会 全国高校野球選手権大会 選抜高校野球大会 その他、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟の競技団体の中央組織が主催する選手権大会	1 個人の出場者1人につき10,000円 2 5人以下で構成する団体は、当該構成員1人につき10,000円 3 6人以上で構成する団体は、1団体につき50,000円
文化活動に関するもの	日本学生科学賞 日本学校農業クラブ全国大会 全日本吹奏楽コンクール全国大会 全日本合唱コンクール全国大会	
その他	教育長が上記に準ずると認めた全国規模の大会	